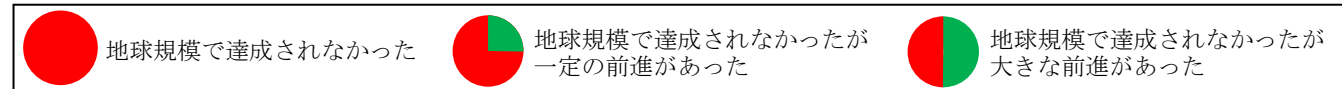


世界における生物多様性の現状 - GB03 の概要

●GB03 によれば、「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という生物多様性条約の 2010 年目標は達成されなかった。21 の個別目標のうち、地球規模で達成されたものは 1 つもない。GB03 は、目標達成に失敗した理由として以下を挙げている。

- ・対策は増加しているが、生物多様性への圧力に抗うのに十分な規模で行われていない。対策に用いられる資金は、インフラ整備と産業開発に比べてごくわずかである。
- ・生物多様性の問題がより広範な政策等に十分組み込まれず、生物多様性損失の根本的な原因（間接的要因）への有効な対策が行われていない。

生物多様性 2010 年目標に向けて合意された個別目標の達成状況



Goal 1. 生態系、生息・生育地、生物群系の生物多様性の保全を促進する

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| | 1.1: 少なくとも世界の各エコリージョンの10%を効果的に保全 | 地球規模では達成されていないが、陸域のエコリージョンの半分以上が10%目標を達成した。しかし、一部の保護地域では管理の有効性が低い。海洋及び陸水域の保護地域は増加傾向にあるものの不十分である。 |
|--|----------------------------------|--|

注: エコリージョン: その地域の大部分の種が共通点を有し、明確に異なる生息地タイプを含む地域の集まり。

| | | |
|--|-----------------------------|---|
| | 1.2: 生物多様性にとって特に重要性の高い地域を保護 | 地球規模では達成されていないが、鳥類保全に重要な土地や、絶滅危惧種の最後の残存個体群を擁する土地では保護されている割合が増加している。 |
|--|-----------------------------|---|

Goal 2. 種の多様性の保全を促進する

| | | |
|--|-------------------------------------|---|
| | 2.1: 特定の分類群における種の個体数の回復、維持、または減少の軽減 | 多くの種の個体数や分布域の減少が続いているため、地球規模では達成されていない。しかし、一部の取組が功を奏し、対象種の回復につながったケースもある。 |
| | 2.2: 絶滅危惧種の現状の改善 | 概して種の絶滅の危険性が增大しているため、地球規模では達成されていない。しかし、措置を講じた結果、絶滅リスクのカテゴリーが1 ランク改善した種もある。 |

Goal 3. 遺伝的多様性の保全を促進する

| | | |
|--|---|---|
| | 3.1: 農作物、家畜、及び人間が採取・捕獲する樹木、魚類、野生生物、その他の有用種の遺伝的多様性の保全と、これに関係する先住民や地元の知識の維持 | 遺伝的多様性に関する情報は断片的であり、地球規模では達成されていない。生息域外での取組による作物の遺伝的多様性の保全では進展がみられるものの、依然として農業システムの単純化が進んでいる。野生種の遺伝的多様性を確認するのは困難だが、GB03 に示されるように、生物多様性が全体的に減少していることから考えると遺伝的多様性が維持されていない可能性が高い。域内遺伝資源や伝統的知識は、一部のプロジェクトで保護されているが、全体としては減少が続いている。 |
|--|---|---|

Goal 4. 持続可能な利用及び消費を促進する

| | | |
|--|---|--|
| | 4.1: 持続的に管理された供給源からの生物多様性を基盤とする製品の産出、生物多様性を保全する手法で管理された生産地域 | 地球規模では達成されていないが、森林や一部の水産業など、生物多様性一部の構成要素において進展がみられた。地球規模で見ると、全製品やその生産地域に占める持続可能な利用の割合は小さい。 |
| | 4.2: 生物資源の持続可能でない消費、あるいは生物多様性に影響を与える消費の減少 | 地球規模では達成されていない。持続可能でない消費は増加し、生物多様性の損失の主因となっている。 |
| | 4.3: 国際取引により絶滅の危機にさらされる野生の動植物種がゼロになる | 地球規模では達成されていない。野生動植物種は国際取引による減少が続いているものの、とりわけワシントン条約 (CITES: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約) の実施による成果がみられる。 |

Goal 5. 生息・生育地の喪失、土地利用の変化及び劣化、持続可能でない水利用による圧力が軽減される

| | | |
|--|---------------------------|--|
| | 5.1: 自然生息・生育地の喪失と劣化の速度が減少 | 脆弱な生物多様性を有する地域の多くは減少が続いているため、地球規模では達成されていない。とはいえ、損失速度が低下している地域もある。 |
|--|---------------------------|--|

Goal 6. 侵略的外来種からの脅威を制御する

| | | |
|--|---|---|
| | 6.1: 侵略的外来種となる可能性の高い生物種の移入経路の制御 | 輸送・交通・貿易・観光の拡大により、侵略的外来種の移入は依然として増加し続けているため、地球規模では達成されていない。しかし、植物保護やパラスタ水についての世界的合意に関連した国家レベルの取組により、一部の国や生態系で新たな移入リスクの低下が期待される。 |
| | 6.2: 生態系、生息・生育地、種の脅威となる主要な侵略的外来種に対する管理計画の整備 | 一部では管理計画が策定されているが、地球規模では達成されていない。効果的な管理事業を実施している国は限られている。 |

Goal 7. 気候変動及び汚染を原因とする生物多様性の課題に取り組む

| | | |
|--|---------------------------------------|--|
| | 7.1: 気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の回復力の維持・強化 | 気候変動による圧力を軽減できるように、気候変動による圧力以外の圧力を緩和して生物多様性の回復力を強化する措置が限定的であることから、地球規模では達成されていない。しかし、一部の地域で生態的な回廊 (コリドー) が設定されたことにより、種の移動や、新たな気候条件への適応が促される可能性がある。 |
| | 7.2: 汚染と、汚染が生物多様性に与える影響の軽減 | さまざまな成果があるが、地球規模では達成されていない。汚染による生物多様性への影響を低減する措置がとられた結果、劣化が深刻だったいくつかの生態系が回復した。しかし、何も措置を講じなかった地域の多くで劣化が進んでいる。多くの地域で、引き続き、窒素蓄積が生物多様性への大きな脅威となっている。 |

Goal 8. 財とサービスを提供し、暮らしを支える生態系の収容力を維持する

| | | |
|--|--|---|
| | 8.1: 財とサービスを提供する生態系の収容力の維持 | 生態系への圧力が継続し、一部ではさらに増大しているケースもあるため、地球規模では達成されていない。しかし、生態系サービスの継続的な供給を確保する取組は一部で行われている。 |
| | 8.2: 特に貧困層の持続可能な生活、地元の食料安全保障、医療を支える生物資源の維持 | 魚類、哺乳類、鳥類、両生類、薬用植物等、生活を支える生物資源の多くが減少し、世界の貧困層が特に影響を受けているため、地球規模では達成されていない。 |

Goal 9. 先住民や地域社会の社会文化的な多様性を維持する

| | | |
|--|---|---|
| | 9.1: 伝統的な知識、工夫、慣行の保護 | 一部地域で行われている保護の取組にもかかわらず、伝統的知識や権利の長期的な減少傾向が続いているため、地球規模では達成されていない。 |
| | 9.2: 利益配分を受ける権利を含む、伝統的な知識、工夫、慣行に対する先住民や地域社会の権利の保護 | 地球規模では達成されていないが、共同管理システムや地域社会に根差した保護地域の設立が増加しており、先住民や地域社会の権利保護増進につながっている。 |

Goal 10. 遺伝資源の利用により生じる利益の公正かつ衡平な配分を保証する

| | | |
|--|---|---|
| | 10.1: すべての遺伝資源の移転が、生物多様性条約、食料農業植物遺伝資源国際条約、及びその他の関連協定に合致 | 地球規模では達成されていないが、条約に基づく資源移転の契約数が増加している。 |
| | 10.2: 遺伝資源の商業的利用及びその他の利用から生じる利益の資源提供国への公正な配分 | 地球規模では達成されていない。遺伝資源の商業的利用及びその他の利用から生じる利益が、資源提供国に配分された例は少ない。原因の一つとして、生物多様性条約のなかで2010 年目標が採択された2002 年から、制度の最終合意の期限として設定された2010 年までの期間は、遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する制度がちょうど構築過程にあったことが挙げられる。 |

Goal 11. 締約国は、本条約実施のための財政的、人的、科学的、技術的、技術工学的な能力を向上させている

| | | |
|--|---|---|
| | 11.1: 開発途上締約国が本条約に基づく自国の約束を効果的に履行できるよう、第20 条に従い、新たな追加的資金を移転 | 地球規模では達成されていない。資金は依然不足しているが、生物多様性に関する政府開発援助 (ODA) は若干増加している。 |
| | 11.2: 開発途上締約国が本条約に基づく自国の約束を効果的に履行できるよう、第20 条第4 項に従い、技術移転を実施 | 地球規模では達成されていない。国別報告書によると、一部の途上国では技術移転の仕組みやプログラムが整備されている。しかし、多くの途上国で、技術を得る機会が限られていることが、本条約の実施と2010 年目標の達成を妨げる要因の一つであることも明らかになっている。 |